

1 平成2年2月6日 火曜日

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日在籍は、  
當日が休日と  
の翌日)

の効力を生ずる。

平成2年2月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告示字の区域の新設等(地方課)

字の区域の変更(〃)

土地改良法による換地処分(二二件)(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による宇倍野地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からそ

		新たに画する字の名称	同上の区域(昭和六十三年八月二十二日現在の地番による。)
大字玉鉢字耳高		大字玉鉢字上耳高の全域	
ケ森	大字玉鉢字カイケ森	大字玉鉢字耳高の一〇四の一、一〇五の一、一〇五の二の一部、一〇五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字玉鉢字耳高の一〇四の一、一〇五の一、一〇五の二の一部、一〇五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字玉鉢字カイ	大字玉鉢字カイケ森	大字玉鉢字耳高のうち九六の一部、一〇一の一、一〇四の一、一〇五の二の一部、一〇五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字玉鉢字耳高のうち九六の一部、一〇一の一、一〇四の一、一〇五の二の一部、一〇五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

## 大字玉鉢字梶給

大字玉鉢字カイケ森九六の一の一部、一〇四の一、一〇五の一、一〇五の二の一部、一〇五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、一一七の一の一部、一一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字玉鉢字梶給のうち一〇の二の一部、一二の一部及びこれらと一体をなす国有地、一一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字玉鉢字下耳高一一二の一の一部、一二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字広西字梶清の一の一部、一の二の一部、二の二の一部、二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字広西字下梶清三五の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字広西字下梶清三五の二の一部、三九の二、三九の三及びこれらと一体をなす国有地の一部

## 大字玉鉢字梶々

大字玉鉢字下等ヶ坪の全域

大字玉鉢字カイケ森一〇の一

大字玉鉢字下耳高一一二の三の一部、一二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字玉鉢字梶懸り一二七の二の一部、一二七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字玉鉢字梶々一九二の一部、一九二の一及びこれらと一体をなす国有地

大字玉鉢字海田二〇〇の三の一部

大字玉鉢字上洞々のうち二十九の一の一部、二二三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

## 原大字広西字下河原

大字広西字下河原の全域  
大字広西字上洞々二二三の二及びこれと一体をなす国有地

## 大字玉鉢字海田

大字玉鉢字海田のうち二〇〇の三の一部以外の区域  
大字広西字上洞々二二三の二及びこれと一体をなす国有地

## 大字広西字上前田

大字広西字上前田のうち三六の一、三九の二、三九の三、四一の二、四二の二、四三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

## 大字広西字下耳高、大字玉鉢字上耳高、大字玉鉢字梶懸り、大字玉鉢字下等ヶ坪、大字広西字梶清、大字広西字下梶清、大字広西字上洞々

## 鳥取県告示第百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による沢谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成元年八月三十日現在の地番による。)
沢谷字畔高 沢谷字馬場前	沢谷字馬場前のうち一四五の三、一四五の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
沢谷字谷口	沢谷字畔高のうち一八〇の二、一八〇の四、二八〇の五、二八一の二、二八一の四、二八二次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
沢谷字平ル 沢谷字畔高	沢谷字平ル二一二の三、二二〇の二及びこれらと一体をなす国有地 沢谷字馬場前一四五の三、一四五の五と一体をなす国有地の一部
沢谷字谷口	沢谷字畔高二八〇の二、二八〇の四、二八〇の五、二八一の二、二八一の四、二八二次一及びこれらと一体をなす国有地 沢谷字金穴三〇一の二、三〇二の二の一部、三〇一の四、三〇二の六、三〇三の一の一部、三〇三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地
沢谷字平ル 沢谷字御供田	沢谷字平ル二一二の三、二二〇の二及びこれらと一体をなす国有地 沢谷字馬場前一四五の三、一四五の五と一体をなす国有地の一部
沢谷字谷口	沢谷字谷口のうち一九三の一の一部、二九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
沢谷字平ル 沢谷字御供田三〇五の二と一体をなす国有地の一部	沢谷字平ルのうち二一二の三、二二〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
沢谷字長尾ヶ谷	沢谷字金穴のうち二九六の二、二九八の二、三〇一の二、三〇二の二、三〇一の四、三〇二の六、三〇三の一、三〇三次一、三〇三の三から三〇三の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

沢谷字後荒神	まで以外の区域
沢谷字御供田	沢谷字谷口二九三の一の一部、二九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
沢谷字漆谷	沢谷字漆谷四一の二の一部、四一の三の一部、四一三の二から四一三の四まで
沢谷字柳助	沢谷字後荒神四一六の二から四一六の四まで、四一七の二から四一七の五まで、四二〇から四二三まで及びこれらと一体をなす国有地
沢谷字川喜	沢谷字柳助のうち三二一の一、三二二から三二四まで、四五九の三、四五九次二、四六〇次一、四六二次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
沢谷字只落	沢谷字御供田三一九の一の一部、三一九の二の一部及これらと一体をなす国有地
沢谷字川喜	沢谷字川喜のうち四六四の四以外の区域
沢谷字長尾ヶ谷	沢谷字御供田三一九の一の一部、三一九の二の一部及これらと一体をなす国有地

沢谷字大エゴ	沢谷字大エゴのうち四〇六の一、四〇六の一〇から四〇六の一二まで以外の区域	沢谷字大谷	沢谷字只落のうち三二九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三二八と一体をなす国有地の一部以外の区域
		沢谷字鎧谷	沢谷字鎧谷のうち三三七から三三九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
		沢谷字小谷	沢谷字只落三二九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三二八と一体をなす国有地の一部
		沢谷字鎧谷	沢谷字鎧谷のうち三三七から三三九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	沢谷字大エゴ	沢谷字大エゴのうち四〇六の一、四〇六の一〇から四〇六の一二まで	沢谷字只落三二九の一部、四一〇の二、四一一の二、四一一の三、四一三の二から四一三の四まで以外の区域

## 鳥取県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る宇倍野地区第二工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業に係る沢谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次